

「無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令を制定する政令案」、「航空法施行規則等の一部を改正する省令案」等について（概要）

1. 背景

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第61号。以下「改正法」という。）が、令和2年6月24日に公布されたところ。

改正法において、無人航空機の登録等についての詳細な内容は政令及び国土交通省令に委任されたこと等を踏まえ、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成25年国土交通省令第63号）等について、所要の改正等を行い、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（以下「期日政令」という。）を制定する。

これに併せて、近年の技術進歩を踏まえ、航空法第2条第22項の国土交通省令で定める機器の範囲を見直すこととする。

2. 期日政令の制定の概要

無人航空機の登録の義務化期日（改正法公布後2年以内）は、令和4年6月20日とする。義務化に先立ち、登録の申請を受け付ける準備行為としての事前登録開始期日（改正法公布後1年6月以内）は、令和3年12月20日とする。

3. 航空法施行規則の一部改正の概要

I. 無人航空機の登録制度

①登録が不要となる試験飛行の要件

無人航空機の研究開発活動を阻害しないようにするため、補助者の配置等の飛行させる区域の周辺の安全を確保するための措置を講じた上で行う研究開発目的の飛行及び製造過程において行う飛行については、あらかじめ国土交通大臣に必要な事項を届け出ること等を要件として登録を不要とする。

②登録を受けることができない無人航空機の要件

登録において無人航空機に最低限必要となる飛行の安全性を確保するため、以下のいずれかに該当する無人航空機は登録を受けることができないものとする。

- （1）事故の発生や製造者による回収（リコール）の状況等を踏まえ、あらかじめ国土交通大臣が指定する無人航空機や装備品を装備した無人航空機、製造者が機体の安全性に懸念があるとしてリコールしているような機体、事故が多発していることが明らかである機体等、その危険性を鑑みあらかじめ国土交通大臣が登録できないものとして告示した無人航空機、又は告示した装備品を装備し

た無人航空機

- (2) 突起物（飛行に必要なものを除く。）がある等地上の人等に衝突した際にその安全を著しく損なうおそれのある無人航空機
- (3) 遠隔操作又は自動操縦による飛行の制御が著しく困難である無人航空機

③無人航空機登録原簿の記載事項

無人航空機登録原簿に記載する事項は、法律に規定されるもののほか、以下の内容等とする。

- ・無人航空機の重量の区分（25kg未満か25kg以上か）の別
- ・無人航空機の改造（一定の趣味用ラジコン飛行機に係るラジコンクラブ等が定める範囲内の改造及び最大離陸重量又は寸法が本来の設計若しくは登録した時点から10%未満の増減に収まる改造を除く。）の有無
- ・所有者及び使用者の連絡先
- ・リモートID機能*の有無（リモートID機器を外付けする場合にあっては当該機器の製造者、型式及び製造番号）

※ 登録記号を識別するための信号を、電波を利用して送信することにより、遠隔で登録記号の識別を可能とする機能

④通知の方法

無人航空機の登録をした際、国土交通大臣から申請者へ登録事項を通知する方法は、書面又は電磁的方法とする。

⑤登録記号を識別するための措置

登録無人航空機の所有者は、登録記号の通知を受けたときは、以下の措置を講じることとする。

(1) 機体表面への物理的な表示

無人航空機の表面に登録記号を鮮明に表示することとし、その大きさ、表示場所等について規定する。

(2) リモートID機能の搭載

あらかじめ国土交通大臣に届け出たところにより、補助者の配置や飛行範囲の明示をしたうえで限られた空域において行う無人航空機の飛行や、十分な強度を有する紐等により係留して行う飛行などを除き、原則リモートID機能の搭載を義務付けることとする。ただし、既存機に過度の規制とならないよう、一定の経過措置を設けることとする。

⑥登録の有効期間、更新の申請及び有効期間の起算日

登録の有効期間は3年間とする。登録の更新の申請は登録の有効期間が満了する日の1月前から行うことができることとし、更新後の有効期間は前の登録の有効期間が満了する日の翌日から起算した3年間とする。

⑦その他

登録申請書等の記載事項、申請時に必要な本人確認の要件等必要な事項について規定する。

II. 指定立替納付者の指定の要件等

改正法により、クレジットカードでの手数料の納付を可能とする指定立替納付者による納付制度を創設したことを受け、指定立替納付者の指定の要件、指定に係る申請方法等所要の規定を整備する。

Ⅲ. 無人航空機の飛行前確認事項の追加

航空法（昭和27年法律第231号）第132条の2第1項第2項に基づき、無人航空機へのリモートID機能の搭載が義務付けられている飛行を行う場合は、無人航空機を飛行させる者が無人航空機を飛行させる前に確認する事項として、リモートIDの作動状況を追加することとする。また、当該作動状況の確認に当たっては、外部点検及び作動点検を行わなければならないこととする。

Ⅳ. 航空法第2条第22項の国土交通省令で定める機器の範囲の見直し

航空法第2条第22項の国土交通省令で定める機器は、重量が100g未満のものとする。

Ⅴ. その他

改正法の施行に伴う規定の整理等、所要の改正を行う。

4. 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正の概要

改正法の施行に伴う所要の改正を行う。

5. 具体的な手続を定める通達等の概要

改正法により新たに設けられた無人航空機の登録制度関係の手続について以下の通達等を制定する。

- ・登録要領（3. I. ②～⑦（⑤（2）A）を除く。）関係
無人航空機の登録、更新及び抹消について、申請手続、提出書類等及び登録記号の交付・識別の方法に関連する審査基準を定める。
- ・試験飛行届出要領（3. I. ①関係）
無人航空機の製造過程及び研究開発を目的とした飛行について、その届出方法を定めるとともに、試験飛行については登録義務が適用除外となることから、周辺の安全確保のために講ずべき補助者の配置等の措置について要領を定める。
- ・リモートID特定空域届出要領（3. I. ⑤（2）A）関係
リモートID機能の搭載義務の適用除外のためにあらかじめ届けられた空域（「特定空域」という。）における無人航空機の飛行について、その届出方法として、その飛行が行われる日時、区域等の飛行情報等をあらかじめ国土交通大臣に対し電磁的方法又は書面により届け出ることを定めるとともに、その補助者の配置や飛行範囲の明示方法として、その飛行状況や周辺を監視し、必要に応じて操縦者へ助言等を行う補助者を配置すること及び特定空域周辺の者が当該空域の範囲を認識するために必要な外縁の明示、標識の設置、目視内飛行を行う場合であって外縁の明示や標識の設置が困難である場合における代替措置（地図上に飛行範囲を明示した届出書の写しの提示等により特定空域を提示）等の措置について要領を定める。
- ・リモートID技術規格
リモートID機能による遠隔識別を確実にを行うため、リモートID機器の製造・開発に当たり従うべき要件について技術規格書を定める。

6. 航空法関連手数料令の一部改正等の概要

I. 対象となる登録手続き

改正法により新たに手数料を徴収することとされた以下の手続きについて、手数料の額を定める。

- ① 登録を受けていない無人航空機の登録
- ② 当該登録の更新

II. 申請方法及び手数料

上記手続きを行う場合における申請方法別の手数料は以下のとおりとする。

申請方法	1 機目	2 機目以上 (1 機目と同時申請の場合)
個人番号カード又はgBizIDを用いたオンラインによる申請	900円	890円/機
個人番号カード又はgBizID以外を用いたオンラインによる申請	1,450円	1,050円/機
紙媒体による申請	2,400円	2,000円/機

III. 事前登録期間

無人航空機の登録義務化の施行日前の事前登録期間（改正法附則第3条に基づき、事前に登録の申請を行うことができる期間）に申請を行う者は、II. で示した手数料と同額を納付することとする。

7. 航空法関係手数料規則の一部改正の概要

改正法の施行に伴い、航空法関係手数料令を改正し、無人航空機の登録及び登録の更新に係る手数料額を定めることとしているところ、省令に委任されたオンライン申請における本人確認方法について規定する。

8. 今後のスケジュール（予定）

I. 公布日

令和3年11月下旬

II. 施行日

公布日： 期日令及び公布後直ちに措置する必要があるもの
(2. 及び3. Vの一部)

令和3年12月20日： 事前登録期間の申請に係るもの

(3. II、5.、6. III及び7. (事前登録期間の申請に係るもの) 関係)

令和4年6月20日

(上記以外のもの)

9. その他

趣味目的のラジコン機についての登録申請に当たっての負担の軽減等について関係団体よりご要望をいただいております、この点については引き続き検討を行ってまいります。